

令和8年度 磐田市保育園等入園案内

この入園案内は、磐田市の保育園・認定こども園(保育園枠)・地域型保育の申込みに必要な事項や手続などを記載しています。申込みをする場合は、必ずお読みください。提出書類については、必要書類を全て揃えて期限内に提出してください。

目次

1 保育園等に入園申込みできる方について	P 1
2 教育・保育給付の認定申請について	P 1
3 入園申込みについて	P 2
4 申込みに必要な書類について	P 4
5 申込みの際の注意点について	P 6
6 入園申込み後について	P 8
7 入園決定後について	P 8
8 入園後について	P 8
9 保育料算定・副食費免除判定について	P 9
10 令和8年度 磐田市保育料表	P 11
11 利用者負担(保育料)の納付方法について	P 12
12 令和8年度 磐田市保育園等施設一覧	P 13
13 電子申請での申込みについて	P 13
14 二次元コード一覧	P 14
15 提出書類記入例	P 15

令和8年度の年齢別クラス

クラス	児童の生年月日
0歳児	令和7年(2025年)4月2日～※月齢により入園できる園が異なります。
1歳児	令和6年(2024年)4月2日～令和7年(2025年)4月1日
2歳児	令和5年(2023年)4月2日～令和6年(2024年)4月1日
3歳児	令和4年(2022年)4月2日～令和5年(2023年)4月1日
4歳児	令和3年(2021年)4月2日～令和4年(2022年)4月1日
5歳児	令和2年(2020年)4月2日～令和3年(2021年)4月1日

お問合せ先

磐田市こども部幼児教育保育課
総務グループ：0538-37-4858



I 保育園等に入園申込みできる方について

保護者が次の事由に該当し、お子様の保育が必要な場合に申込みができます。

保育を必要とする事由	保護者の状況	利用できる期間(認定期間)
就労	月64時間以上就労している。	就労が継続している期間
妊娠・出産	出産前後	出産予定月の前後2か月間 ※1
疾病・障がい	保護者に疾病、負傷、障がいがある。	疾病等が回復するまで
介護・看護	同居の親族を常時介護、又は常時看護している。	介護・看護の必要がなくなるまで
災害復旧	火災などの災害の復旧に当たっている。	復旧が完了するまで
求職活動	求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っている。	効力発生日から90日を経過する日の月末 ※2
就学	月64時間以上、大学、職業訓練校、専門学校などに通っている場合	卒業予定日の月末まで
虐待・DV	児童虐待、DVを防止するために必要な場合	必要と認められる期間

※1 期間満了後は退園となります。引き続き在園を希望する場合は、再度、入園申込みをしてください。改めて入園調整を行います。

※2 入園後90日以内に月64時間以上勤務を開始し、条件を満たす「就労証明書」を提出してください。なお、提出されず、他の保育を必要とする事由にも該当しない場合は退園となります。

また、入園保留となった方は、求職活動状況を確認させていただくため、3か月ごとに「求職活動申告書兼誓約書」の提出が必要です。

◎ 上記の事由に該当する場合でも、入園調整の結果、入園できないことがあります。

2 教育・保育給付の認定申請について

保育園等を利用するには、2号又は3号の教育・保育給付の認定申請及び入園申込みが必要です。

(1) 認定区分について

認定区分	対象年齢	利用する保護者の条件	利用時間・形態	利用できる主な施設
1号認定	満3歳から小学校就学前まで	特になし	—	幼稚園 認定こども園(幼稚園枠)
2号認定		保育を必要とする事由に該当し、お子様を保育できない場合	「保育標準時間」 (上限11時間) 又は 「保育短時間」 (上限8時間)	保育園 認定こども園(保育園枠)
3号認定	0歳から2歳まで			保育園 認定こども園(保育園枠) 地域型保育

◆ 申込み後、磐田市で審査した結果、保育を必要とする事由に該当する方には、「支給認定証」を郵送します(入園決定の通知ではありません。)。磐田市に転入予定又は出生前に申込みをされた方については、住民登録後に「支給認定証」を交付します。

(2) 保育必要量について

2号又は3号認定は、保護者の就労時間や保育を必要とする事由により、「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。保育料や延長保育の取扱いも、この区分に応じて異なります。

1日の利用可能時間は、保育標準時間は11時間まで、保育短時間は8時間までです。保育必要量は、最大の利用可能時間であり、実際の利用時間はそれぞれの御家庭に応じた「保育が必要な範囲」が基本となります。

保育を必要とする事由	標準時間・短時間	備考
就労	標準時間 又は 短時間	就労時間に応じて、個別に判断
妊娠・出産	原則標準時間	保護者から申請があった場合は短時間も可
疾病・障がい	標準時間 又は 短時間	疾病や障がいの程度に応じて、個別に判断
介護・看護	標準時間 又は 短時間	介護・看護の内容に応じて、個別に判断
災害復旧	原則標準時間	保護者から申請があった場合は短時間も可
求職活動	原則短時間	客観的かつ合理的な理由がある場合に限り標準時間も可
就学	標準時間 又は 短時間	就学に要する時間に応じて、個別に判断
虐待・DV	原則標準時間	保護者から申請があった場合は短時間も可
育児休業	原則短時間	客観的かつ合理的な理由がある場合に限り標準時間も可

- ◆ 園が定めた保育時間を越えて園を利用する場合、「延長保育料」(園により異なる。)が発生します。
- ◆ 短時間認定の保育利用時間は、園によって異なります。詳しくは「2026年度 磐田市内保育園・幼稚園等の御案内」を確認いただき、第1希望園の時間設定を記入してください。
- ◆ 支給認定決定後、保育必要量の変更を希望する場合には、変更申請の手続きが必要です。各月20日を期日(土日・祝日の場合はその前の平日)とし、翌月から適用とします。

3 入園申込みについて

(1) 申込みから決定までの流れ

1	認定申請及び入園申込み	申請書類一式(4ページ参照)を受付期間中に提出してください。
2	支給認定決定 (2号・3号)	受け付けした申請を基に、支給認定証を郵送します。 ※ 令和8年4月入園(一次募集分)は、令和8年1月末日までに支給認定証を交付します。
3	募集状況の公表	市ホームページで募集状況を公表します。
4	希望園、きょうだい申請区分の変更	変更期間内に電子申請又は幼児教育保育課窓口でお申込みください。
5	入園調整(入園者の選考)	申込み内容を基に、市が入園調整を行います。保育の必要性が高い順に決定します。
6	入園調整結果の通知 (内定の場合)	入園希望月の2か月前の月末にお知らせします。 「保育園等入園承諾通知書」を郵送します。
	(保留の場合)	初回のみ「保育園等入園保留通知書」を郵送します。 ※ 翌月以降は、内定時の文書で通知します。 ※ 年度中選考は継続されます。 ※ 希望園を変更する場合は各月の希望園・きょうだい申請区分変更期間に申請をしてください。
7	面接(内定者のみ)	保育園入園準備のための面接や入園に必要な手続きを行います。
8	利用開始(内定者のみ)	入園承諾月の1日から入園となります。

- ◆ 入園決定後の詳細については、8ページを確認してください。
- ◆ 入園は先着順ではありません。利用調整指標表に基づき入園調整を行います。

(2) 受付時間 8:30から17:15まで(土・日曜日、祝日を除く)

※ 受付時間外は、電子申請を御利用ください。

(3) 受付場所 磐田市こども部児童教育保育課(iプラザ3階)

(4) 受付期間 入園希望月ごとに受付期間があります。

※ 期間外の受付はできませんので、御注意ください。

※ 保護者の急な病気やけが等、やむを得ない状況の方は、お申し出ください。

※ 保育を必要とする事由の変更等があり調整点数に影響がある場合は、受付期間内に申し出ください。



募集状況はこちら

(5) 希望園・きょうだい申請区分変更期間

希望園の変更ときょうだい申請区分の変更を電子申請又は児童教育保育課窓口で受け付けます。電話での変更は受け付けておりません。

電子申請する方は、右の二次元コード又は以下URLから申請してください。

URL <https://logoform.jp/form/dWNN/hoikuenhenko>

※ きょうだいで申込み中の場合は、1名ずつ申請が必要です。

※ 期間外の変更はできませんので、御注意ください。



希望園変更はこちら

入園希望月	受付期間	募集状況 公表日	希望園 きょうだい申請区分変更期間	結果通知
4月	【一次募集】 令和7年10月1日(水) ～令和7年10月31日(金)	令和7年11月21日(金)	令和7年11月21日(金) ～令和7年11月28日(金) ※期間中1人1回限り	令和8年 1月末
	【二次募集】 令和7年11月4日(火) ～令和8年1月30日(金)	令和8年1月23日(金)	令和8年1月23日(金) ～令和8年1月30日(金) ※期間中1人1回限り	2月末
5月	令和8年2月中	令和8年3月6日(金)	令和8年3月6日(金)～11日(水)	3月末
6月	3月中	4月8日(水)	4月8日(水)～13日(月)	4月末
7月	4月中	5月11日(月)	5月11日(月)～13日(水)	5月末
8月	5月中	6月8日(月)	6月8日(月)～11日(木)	6月末
9月	6月中	7月8日(水)	7月8日(水)～13日(月)	7月末
10月	7月中	8月10日(月)	8月10日(月)～14日(金)	8月末
11月	8月中	9月8日(火)	9月8日(火)～11日(金)	9月末
12月	9月中	10月8日(木)	10月8日(木)～14日(水)	10月末
1月	10月中	11月9日(月)	11月9日(月)～13日(金)	11月末
2月	10～11月中	12月8日(火)	12月8日(火)～11日(金)	12月末
3月	10～12月中	令和9年1月8日(金)	令和9年1月8日(金)～12日(火)	令和9年 1月末

4 申込みに必要な書類について

(1) 全ての方が必要な書類

1	子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育園等入園申込書	お子様1名に付き1枚必要です。 ※ 申請時に必要なもの ① 個人番号確認…マイナンバーカード(父母)、通知カード(父母)、マイナンバー付きの住民票等 ② 本人確認…運転免許証、マイナンバーカード、在留カード等 ※ 原則、個人番号の記入が必要ですが、未記入でも受付は可能です。
2	磐田市保育園等入園調査書	お子様1名に付き1枚必要です。
3	お申込み確認シート	確認後、項目にチェックのうえ署名してください。
4	保育を必要とすることを証明する書類	提出していただく方は、お子様の父母、同居(世帯分離、同一敷地内の別棟、隣接地も同居とみなす。)している65歳未満の祖父母です。状況により必要な書類が異なります。詳細は下表で御確認ください。

【保育を必要とすることを証明する書類】



		就労証明書 (※1)	確定申告書の写し等	求職活動申告書兼誓約書	申立書	+添付資料					関係機関の通知等
						診断書 (市の専用様式で提出)	母子手帳のコピー (表紙+分娩予定日のページ)	介護保険証のコピー	障害者手帳・療育手帳・	カリキュラムのコピー	
就労	雇用(内定含む)	○									
	自営業・農林漁業 (※2)	○	○								
	内職	○									
妊娠・出産					○		○				
疾病・負傷					○	○					
障がい					○			○			
介護・看護	同居の障がい者、要介護者の看護等				○			○			
	同居の障がい者、要介護者以外の看護等				○	○					
災害復旧					○						
求職活動				○							
就学					○				○		
虐待・DV					○					○	

※1 原則、内容に変更がない場合に限り、証明日から6か月以内が有効期限です。

※2 自営業主の方は会社の代表として御自身で証明してください。

◆ 同居している65歳未満の祖父母の書類の提出がない場合、調整点数の減点があります。

◆ 「育児休業」が事由での新規入園はできません。 → 育児休業明けの「就労」で申込みください。

(2) 保育料算定等に必要な書類(該当する方のみ)

保育料は、保護者の市民税額を基に算定します。転入などで令和7年1月1日時点、磐田市に住民登録がなかった方は、住民登録のあった市区町村から下表の書類を取得し、提出してください。

提出書類は、転入時期や入園希望月により異なります。

【令和7年1月2日以降に磐田市に転入された方が必要な書類】

入園希望月	令和7年1月2日～令和8年1月1日に 磐田市に住民登録された方	令和8年1月2日以降に 磐田市に住民登録された方
4月～8月	●令和7年度 市区町村民税 所得課税等証明書 (令和6年中の所得)の写し	●令和7年度 市区町村民税 所得課税等証明書 (令和6年中の所得)の写し ●令和8年度 市区町村民税 所得課税等証明書 (令和7年中の所得)の写し
9月～3月	必要なし ※ 市民税未申告の方は、申告のうえ、申告書の写しを提出してください。	●令和8年度 市区町村民税 所得課税等証明書 (令和7年中の所得)の写し

- ◆ 令和8年度の市区町村民税所得課税等証明書(令和7年中の所得)は、令和8年6月頃に交付される予定です。取得可能時期が来たら、転入前の市区町村で発行を受けて、速やかに提出してください。
- ◆ 市区町村により名称が異なりますが、市区町村民税課税額が分かる証明書を提出してください。
- ◆ 住民登録があった方でも、収入が無く市民税未申告の方は、市民税・県民税申告をしたうえで、申告書の写しを提出してください。
- ◆ 他市で課税されている方はマイナンバー制度の導入に伴い、保育料等の算定をする際にマイナンバーを利用して情報連携を行う場合があります。
- ◆ 市税の申告状況、世帯状況によっては、その他の書類を提出していただく場合があります。

(3) 磐田市外にお住まいの方の申込み、磐田市外の施設への申込みについて

① 入園希望月の前月までに磐田市に転入予定の方……磐田市に直接申込み

入園月の前月20日までに磐田市に転入予定のある方は、磐田市で申請を受け付け、磐田市在住の方と同様の基準で入園調整を行います(市外在住の減点なし。)。ただし、内定後入園月の前月までに磐田市に転入されなかった場合は、入園取消となることがあります。なお、磐田市に転入予定であることを確認させていただきます。

- ◆ 転入予定であることを確認する書類は、売買契約書、建築確認申請書、賃貸契約書等の写しで、転入先の住所及び転入予定日(引渡し日、入居日等)の記載があるものを申請書と揃えて提出してください。申請時に書類が揃わない場合は「②入園希望月の前月までに磐田市に転入予定のない方」と同様の申請方法となります。
- ◆ 申請書の余白に転入予定の時期、転入先住所を記入してください。
- ◆ 海外にお住まいの方は、支給認定を受けられないため、受け付けができません。
- ◆ 入園の可否については、磐田市から連絡します。
- ◆ 転入手続き後、幼児教育保育課まで連絡をしてください。

② 入園希望月の前月までに磐田市に転入予定のない方……お住まいの市区町村を通じて申込み

認定及び入園申込みは、いずれもお住まいの市区町村で行ってください。お住まいの市区町村から申込書類の送付を受け、磐田市が入園調整を行います。ただし、磐田市在住の方より優先度は低くなります。

- ◆ 必要書類はお住まいの市区町村の様式をお使いください。

- ◆ 入園の可否については、お住まいの市区町村を通じて連絡します。
- ◆ お住まいの市区町村から磐田市への書類送付に時間を要する場合がありますので、受付締切日の1週間程度前までに申込みください。
- ◆ 年度ごとの入所となるため継続して利用する場合は毎年申請が必要です。

③ 磐田市外の施設への申込みを希望する方……磐田市に直接申込み

受付期間や必要書類等を御希望の施設のある市区町村に御確認ください。御希望の施設のある市区町村へ申込書類を送付し、送付先の市区町村の基準で入園調整を行います。

- ◆ 書類送付に時間を要する場合がありますので、受付締切日の1週間程度前までに申込みください。
- ◆ 転出予定で申請された方は、住民票の異動と同時に転出先の自治体で、再度入園申請を行ってください。

5 申込みの際の注意点について

(1) 認定申請及び入園申込みの前に

園ごとに保育内容に違いがあるため、入園申込みをする前に原則、園を見学してください。保育料・給食費以外に父母会費や体操服等必要な費用が園によって異なります。内定を辞退すると、令和9年3月（令和8年度中）までの入園調整上で減点（-5点）されますので、希望園選びには十分御注意ください。

なお、見学される際には、事前に園へ直接お問合せください。

(2) 希望園の記入について

入園申込書に記載欄を第1希望から第5希望まで設けています。第6希望以上ある場合は、申込書をもう1枚使用して記入してください。

※ 希望園の記載数に制限はありませんが、希望順が低い園であっても入園決定する可能性があります。確実に通園が可能な園を記入してください。

(3) お子様の発達や行動、食物アレルギー等について心配がある場合

お子様の発達面（言葉の遅れや落ちつきがない等）、健康面（食物アレルギーや病歴等）に不安がある場合は、入園申込み前に必ず希望する園を見学していただき、園の担当者に御相談ください。

なお、園の受入体制が整わず、入園をお受けできない場合もありますので、期間に余裕をもってお早目に御相談ください。

(4) 医療的ケアが必要な場合

日常的に医療的ケアを必要としているお子様の保育園等での集団生活を支援します。

医療的ケアを受けられる条件は、子ども同士の集団生活ができることや病状や健康状態が安定し、家庭において保護者により医療的ケアが実施されていることです。

なお、人員配置や設備等の観点から御希望に沿えない場合もありますので、保育園等での医療的ケアの実施については、入園申込みをする前に幼児教育保育課へ御相談ください。

◆ 保育園等で受けられる医療的ケア

経管栄養、喀痰の吸引、導尿、人工肛門の便の処理、インスリンの注入（注射・ポンプ）

(5) 育児休業の取り扱い

育児休業取得中の方は、入園月の翌月末日までに復職することを条件として、認定申請及び入園申込みをすることができます。また、きょうだい（多胎児を含む）で申込みをした方は、きょうだい（多胎児を含む）どちらかのみの入園となった場合も復職する必要があります。入園後「復職証明書」を提出してください。申請した条件で、復職いただけなかった場合は、退園となることがあります。また、育児休業を短縮して入園申込みし、保育園等に入園できた場合は、必ず育児休業を短縮して復職してください。

なお、在園児は出産前の勤務先に復職する場合に限り、育児休業中の利用を認めています。出産前の勤務先に復職できない場合は、退園となります。



ひつじの
こども園

6 入園申込み後について

入園申込みの内容に変更があった場合は、速やかに幼児教育保育課へ連絡をしてください。

- ① 保育を必要とする事由が変わったとき、就労時間が変わったとき、求職中であったが勤務先が決まったとき、仕事を辞めたとき。

※ いずれの場合も、該当する証明書等の提出が必要となります。(4ページ参照)

※ 変更の申請がなく、その後入園が決定した場合は、入園取消となる場合があります。

※ 保育を必要とする事由の変更については、受付期間内にお願いします。ただし、4月入園の一次募集のみ令和7年11月28日(金)まで受け付けます。

- ② 希望園を変更するとき。

※ 各月の希望園、きょうだい申請区分変更期間中に変更が可能です。

- ③ 連絡先又は住民票の内容に変更があったとき(住所・氏名・家族構成等)。

- ④ 申込みの必要がなくなったとき。

※ 幼児教育保育課に「保育園等入園申込み辞退届」の提出が必要になります。

7 入園決定後について

(1) 入園決定について

保護者の就労状況や家庭の状況、きょうだいの入園状況等を総合的に判断し、保育園等に入園する必要性が高い世帯から順に内定をさせていただきます。調整指標(調整点数)については、磐田市ホームページに公開しています。

結果は「保育園等入園承諾通知書」又は「保育園等入園保留通知書」でお知らせします。「保育園等入園保留通知書」が送付された翌月以降は、入園内定が決定するまで通知が送付されませんが、申請は引き続き有効で入園調整は継続して行われます。なお、申請の有効期間は年度内です。

「保育園等入園承諾通知書」がお手元に届いたら、該当の園に連絡をし、入園手続を進めてください。入園時、申込み内容と家庭状況が異なっていた場合、退園となることがあります。「保育園等入園承諾通知書」を受け取った後も家庭状況が変更した際は、必ず幼児教育保育課に連絡をしてください。

(2) 内定辞退について

内定を辞退する場合は、速やかに幼児教育保育課に「保育園入園内定・申込み辞退届」を提出し、内定した園に連絡をしてください。内定辞退後も保育園等の入園を希望する場合は、改めて入園申込みが必要となります。

正当な理由なく内定辞退するなど、公正な選考に支障を来たす場合は、当該年度の入園調整において減点の対象となります。なお、「保育園等入園保留通知書」は入園調整の結果、内定に至らず保留となった方を対象にしている通知書になりますので、内定を辞退された方には、「保育園等入園保留通知書」を交付することはできません。

8 入園後について

(1) ならし保育について

保育園等に無理なくなじめるよう、短い保育時間から徐々に通常の保育時間にしていく「ならし保育」を行います。ならし保育の期間は、園やお子様によって異なりますが、入園初日から概ね2週間程度です。この期間中は、早めのお迎えが必要となります。なお、ならし保育の期間も、正規の保育料がかかります。※入園前のならし保育はできません。

(2) 利用施設の変更(転園)を希望する場合

転居などの理由により転園を希望する方は、転園の申込みが必要になります。必要な提出書類については、幼児教育保育課にお問合せください。転園決定後は転園の取消しや元の施設に戻ることはできませんので御注意ください。

※入園調整(選考)は、新規の申込者を優先しますので、御希望に沿えない場合があります。

(3) 市外へ転出する場合

入園後に市外へ転出する場合は、現在利用している保育園等を年度末まで継続して利用していただけます。ただし、育児休業中や住所異動に伴う退職など、対象とならない場合もありますので、事前に必ず御相談ください。翌月以降も引き続き在園を希望する場合は、転出先の市区町村において給付認定申請及び入園申込みを行ってください。

翌年度以降も引き続き利用を希望する場合は、転出先の市区町村において年度ごとに申請が必要になります。改めて入園調整を行うため、継続利用できない場合もあります。

(4) 退園する場合

退園を希望する場合は、退園月の月末までに利用施設へ申し出をし、退園届を提出してください。

9 保育料算定・副食費免除判定について

(1) 保育料の算定方法等について(0~2歳児クラス)

- ① 保護者(父母等)の市民税所得割額の合計により算定します。
- ② 祖父母等と同居(世帯分離、同一敷地内の別棟、隣接地も同居とみなす。)している世帯で保護者(父母等)が市民税非課税の場合、祖父母等の家計の主宰者の市民税所得割額で算定します。
- ③ 保育料を算定する際の「市民税所得割額」は、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割、株譲渡割及び寄附金税額控除が、控除される前の金額を用います。
- ④ 保育料は月額で決定しています。都合によりお休みした場合や月の途中で退園した場合も変わりません。

年齢は児童の入園した年度の4月1日時点(クラス年齢)で判定します。年度の途中で3歳を迎ても、その年度の3月までは保育料がかかります。

(2) 副食費(おかず・おやつ代)の免除について(3~5歳児クラス)

幼児教育・保育の無償化に伴い、次の方は副食費が免除となります。

- ① 保育料表(11ページ)で第4-1-2階層以下の方
※ただし、ひとり親世帯等以外は、市民税所得割課税額57,700円未満が対象
- ② 第3子以降(0~5歳児クラスで通園しているきょうだいが2人以上いる場合)の方

(3) 保育料の算定・副食費免除の判定について

4月分から8月分までは、令和7年度の保護者の市民税額を基に決定します。

9月分から3月分までは、令和8年度の保護者の市民税額を基に決定します。

※毎年9月が保育料・副食費免除の切り替え時期です。

保育料が変更になる方には、保育料変更決定通知書を郵送します。

副食費免除対象となる方には、副食費免除通知書を郵送します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和7年度の税額に基づき算定・判定						令和8年度の税額に基づき算定・判定					

(4) 保育料・副食費免除の変更について

保育料算定の基礎となる市民税額の修正や更正により、保育料の変更・副食費免除対象の変更が生じた場合は、適用期間の開始月に遡って料金の追加徴収又は返還をさせていただきます。

※ 申請が必要ですので希望される方は幼児教育保育課まで御相談ください。

※ 適用期間は、当該年度内とし、過年度にわたる遡及は行いません。

※ 結婚や離婚等により家族構成に変更があった場合にも、保育料が変更となる場合や副食費免除の対象となる場合があります。「児童の家庭状況等の変更届」により連絡をお願いします。

(5) 同一世帯の障がい児(者)について

保育料が軽減される場合がありますので、その方の手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)の写しを提出してください。

10 令和8年度 磐田市保育料表

月額（単位／円）

階層区分 (負担区分)		定義		利用者負担月額	
#	階層			() 内は第2子	
				0から2歳児クラスまで	
#	階層			保育標準時間	保育短時間
# 1 #	第1階層	生活保護法世帯		0	0
# 2 1	第2-1階層	市民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0 (0)	0 (0)
# 2 2	第2-2階層		ひとり親世帯等以外	0 (0)	0 (0)
# 3 1	第3-1階層	48,600円未満	ひとり親世帯等	4,200 (0)	4,100 (0)
# 3 2	第3-2階層		ひとり親世帯等以外	8,900 (4,450)	8,700 (4,350)
4 1 1	第4-1-1階層	48,600円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	9,000 (0)	8,800 (0)
4 1 2	第4-1-2階層		ひとり親世帯等以外	19,000 (9,500)	18,600 (9,300)
# 4 2	第4-2階層	77,101円以上 97,000円未満		19,000 (9,500)	18,600 (9,300)
# 5 #	第5階層	97,000円以上 169,000円未満		29,300 (14,650)	28,700 (14,350)
# 6 #	第6階層	169,000円以上 301,000円未満		40,400 (20,200)	39,500 (19,750)
# 7 #	第7階層	301,000円以上 397,000円未満		46,800 (23,400)	45,600 (22,800)
# 8 #	第8階層	397,000円以上		60,800 (30,400)	59,200 (29,600)

※保育標準時間… 最長11時間の利用時間

保育短時間 … 最長8時間の利用時間

（備考）

- 1 この保育料は、保育園、認定こども園（保育園部）、地域型保育に通う利用者が対象となります。
- 2 0歳から小学校就学前（5歳児クラス）までの間に通園しているきょうだいがいる場合、最年長の児童から順に2人目は半額（カッコ内の金額）、3人目以降は無料となります。
ただし、市民税所得割課税額が57,700円未満（ひとり親世帯等は77,101円未満）の場合は、多子軽減の年齢制限はありません。
- 3 この保育料とは別に、教材費等の実費徴収があります。
- 4 幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、0から2歳児クラスまでの市民税非課税世帯と3から5歳児クラスまでの保育料は無料となります。

II 利用者負担（保育料）の納付方法について

(1) 私立認定こども園・地域型保育について

利用者負担（保育料）は園へのお支払いとなります。支払い方法や納期限は、御利用の園へお問い合わせください。

(2) 公立認定こども園・公私立保育園について

利用者負担（保育料）は市へのお支払いとなります。納付は口座振替となるため、保育園、認定こども園及び幼児教育保育課で配布している「磐田市税等口座振替依頼書」に必要事項を記入のうえ、金融機関へ提出してください。

引き落とし日は毎月 25 日（25 日が金融機関の休業日にあたる時は、翌営業日）です。領収書は発行しませんので、通帳等で御確認ください。

月分	口座振替日	月分	口座振替日
4月分	令和8年 4月 27日（月）	10月分	10月 26日（月）
5月分	5月 25日（月）	11月分	11月 25日（水）
6月分	6月 25日（木）	12月分	12月 25日（金）
7月分	7月 27日（月）	1月分	令和9年 1月 25日（月）
8月分	8月 25日（火）	2月分	2月 25日（木）
9月分	9月 25日（金）	3月分	3月 25日（木）

口座振替ができる金融機関

静岡銀行、浜松磐田信用金庫、清水銀行、スルガ銀行、遠州中央農業協同組合、静岡中央銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、三菱 UFJ 銀行、りそな銀行、遠州信用金庫、島田掛川信用金庫、静岡県労働金庫、ゆうちょ銀行

12 令和8年度 磐田市保育園等施設一覧

園の詳細情報は、「2026年度 磐田市内保育園・幼稚園等の御案内」1から6ページを御覧ください。

認定こども園※1	01 大藤こども園	02 磐田なかよしこども園	03 豊田南こども園
	04 青城こども園	05 豊岡こども園	06 磐田北こども園（仮称）※3
	07 磐田南こども園（仮称）※3	08 福田こども園	09 竜洋東こども園
	10 ニ之宮こども園	11 龍の子幼稚園	12 聖隸こども園こうのとり豊田
	13 聖隸こども園こうのとり東	14 聖隸こども園こうのとり富丘	15 子育てセンターみなみしま
	16 子育てセンターとみがおか	17 広瀬こども園	18 岩田こども園
	19 認定こども園ハローうさぎ山	20 イーリスピレスクール※4	
保育園	21 磐田北保育園	22 豊田西保育園	23 こうのとり保育園
	24 いずみ保育園	25 いずみ第二保育園	26 いずみ第三保育園
	27 西貝保育園	28 風の森保育園	29 中泉保育園
	30 リーザプレスクール	31 豊田みなみ保育園※3	32 ひまわり保育園
	33 バディ保育園	34 めいわ竜洋保育園	
地域型保育※2	35 ひよこ保育園	36 はあとふる保育園	37 りんご保育園
	38 ハッピー保育園	39 磐田のびやか保育園	40 ハッピー第二保育園
	41 四季の風保育園	42 新貝ひよこ保育園	43 ハッピー第三保育園
	44 ハグくみベビー磐田園	45 まな保育園	46 にじいろ保育所
	47 ゆやの里あいむ保育園		

※1 認定こども園(01~07)は、3~5歳児クラスのみです。

※2 地域型保育(35~47)は、0~2歳児クラスのみです。

※3 令和8年4月こども園化予定

※4 令和8年4月開園

13 電子申請での申込みについて

スマートフォンやパソコンから保育園等の入園申込みができます。下記注意事項等を御確認のうえ、電子申請を行ってください。

電子申請の注意事項

- ◆ 各締め切り日の午後11時59分までに入力を完了してください。
間に合わなかった場合は申請を受け付けることはできません。
- ◆ 送信が完了すると、申請完了メールが届きます。no-reply@logoform.jpからのメールを受信できるよう設定してください。
- ◆ きょうだいで申込む場合は、1人ずつ申請が必要です。
- ◆ 市外の保育園の申請は、電子申請ではできません。
- ◆ 申請者(保護者)の本人確認書類と保育の必要性を示す書類(就労証明書など)のアップロードが必要です。提出書類に不備がある場合、受付できることや利用調整上不利になることがあります。

申請方法

右の二次元コードまたは以下URLから申請してください。

URL <https://logoform.jp/form/dWNN/hoikuen8>



14 二次元コード一覧

令和8年度保育園入園申込み	入園申込みに関する追加資料の提出
新規入園の申し込みができます	入園申請に関する資料の追加提出ができます
募集状況の公表	希望園・きょうだい申請区分変更
各園の募集状況を公表しています	変更期間に希望園等の変更ができます
よくある質問	えんさがそっ♪
保育園等入園に関するQ&Aです	ホームページで園探しができます

15 提出書類記入例

の教育・保育給付認定申請書兼保育園等入園申込書

記入例

磐田市長

磐田市福祉事務所長 宛

以下のとおり、子どものための教育・保育給付認定の

併せて、支給認定に必要な市町村民税の情報（同一世

決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等

黒のボールペンで丁寧に、記入してください。

鉛筆、消えるボールペン等は、使用しないでください。

修正箇所に二重線を引き、余白に正しい情報を記入してください。

修正テープや修正ペンは使用しないでください。

※幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）を希望する場合は、希望園名を第1希望の施設名欄に御記入ください。

申請児童	現住所	〒 438 - 0077 磐田市 国府台 丁目 57 番地 7 号 (アパート・マンション名)
	個人番号	1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 1 2 生年月日 令和 6 年 5 月 12 日
	フリガナ	イワタ ハルコ 性別 4/1時点年齢
	氏名	磐田 春子 □男 □女 1 歳

入園希望	施設コード	施設名	希望理由
	第1希望	○○○こども園	姉が在園しているため。
	第2希望	×××保育園	家・勤務先から近く通園に便利であるため。
	第3希望	△△△保育園	母親の勤務先から近く通園に便利であるため。

保育標準時間・保育短時間の時間設定は、園によって異なります。
「2026年度 磐田市内保育園・幼稚園等の御案内」を御覧いただき、第1希望園の時間設定を確認のうえ、チェックを入れてください。
保育を必要とする事由によって利用いただける認定が異なります(2ページ参照)。

第6希望以降について希望がある場合は、申請書をもう一枚使用して記入してください。

2号認定・3号認定にチェック	令和 8 年 4 月 1 日 ~ 令和 9 年 3 月 31 日
	月 火 水 木 金 土 時間 8:00 ~ 18:00
	認定区分 □2号認定 □3号認定 □1号認定
	必要量 □標準時間（最長11時間）希望 □短時間

令和9年3月31日を記入してください。
ただし、求職活動、出産や疾病等、期間が定められている場合は、その期間の末日を記入してください。

・保護者登録者	□父 □母 □その他 ()
・夫婦/直系ナ	父 □母 □その他 ()

きょうだいがいる場合は同じ方に揃えてください

イワタ ユウジ

氏名	磐田 雄二
□母子家庭により不在	

個人番号	1 2 3 4 5 6 2 3 4 5 8 9 生年月日 □昭和 □平成 5 年 1 月 14 日
------	---

別居している場合の住所

令和7年1月1日現在の住所 磐田市国府台57-7

連絡先(ハイフンは入れず、左詰めで記載してください) 0901234*****

父	フリガナ イワタ アイコ
	氏名 磐田 愛子
	□父子家庭により不在
個人番号	1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 6 7 生年月日 □昭和 □平成 6 年 6 月 21 日
	別居している場合の住所
	令和7年1月1日現在の住所 磐田市国府台57-7
	連絡先(ハイフンは入れず、左詰めで記載してください) 0901114*****

記入例

申請児童以外の児童	児童との続柄	フリガナ 氏名	生年月日			4/1時 点年齢	学校名等	生計 関係		
	兄	イワタ ユウスケ 磐田 雄輔	<input checked="" type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	27	6	28	10	○○小学校	<input checked="" type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 無	
		イワタ トモコ 磐田 智子	<input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 令和	2	8	13	5	○○こども園	<input checked="" type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 無	
	弟	イワタ リョウスケ 磐田 亮佑	<input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 令和	7	9	10	0	○○こども園 申請中	<input checked="" type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 無	
世帯状況	生活保護受給の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	開始年月日	<input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和					入園希望園に兄弟姉妹がすでに入園している場合は、調整点数が加点となりますので、園名を必ず記入してください。	
	ひとり親家庭の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	開始年月日	<input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和					理由	<input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 失踪 <input type="checkbox"/> 服役
	障害世帯の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	手帳保持者名						児童との続柄	
父方祖父	フリガナ 氏名	イワタ タクヤ 磐田 卓也	生年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	27	10	10	日	4/1時 点年齢	73 歳
	住所	磐田市下野部48								
	就労	<input type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 同一敷地内	<input type="checkbox"/> 隣接地	<input checked="" type="checkbox"/> 市内	<input type="checkbox"/> 市外	<input type="checkbox"/> 県外			
	その他	<input type="checkbox"/> 時 <input type="checkbox"/> 分 ~ <input type="checkbox"/> 時 <input type="checkbox"/> 分	実働 <input type="checkbox"/> 時間			<input checked="" type="checkbox"/> 無就労				
父方祖母	フリガナ 氏名	イワタ シズカ 磐田 静香	生年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	35	11	16	日	4/1時 点年齢	65 歳
	住所	<input checked="" type="checkbox"/> 同上								
	就労	<input type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 同一敷地内	<input type="checkbox"/> 隣接地	<input checked="" type="checkbox"/> 市内	<input type="checkbox"/> 市外	<input type="checkbox"/> 県外			
	その他	<input type="checkbox"/> 時 <input type="checkbox"/> 分 ~ <input type="checkbox"/> 時 <input type="checkbox"/> 分	実働 <input type="checkbox"/> 時間			<input checked="" type="checkbox"/> 無就労				
母方祖父	フリガナ 氏名		生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	日	4/1時 点年齢	<input type="checkbox"/>
	住所	<input type="checkbox"/> 同居								
	就労	<input type="checkbox"/> 同上	<input type="checkbox"/> 同一敷地内	<input type="checkbox"/> 隣接地	<input type="checkbox"/> 市内	<input type="checkbox"/> 市外	<input type="checkbox"/> 県外			
	その他	<input type="checkbox"/> 時 <input type="checkbox"/> 分 ~ <input type="checkbox"/> 時 <input type="checkbox"/> 分	実働 <input type="checkbox"/> 時間			<input type="checkbox"/> 無就労				
母方祖母	フリガナ 氏名	スズキ チエコ 鈴木 智恵子	生年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	47	11	16	日	4/1時 点年齢	53 歳
	住所	<input type="checkbox"/> 同上 磐田市国府台57-7								
	就労	<input type="checkbox"/> 同上	<input type="checkbox"/> 同一敷地内	<input type="checkbox"/> 隣接地	<input type="checkbox"/> 市内	<input type="checkbox"/> 市外	<input type="checkbox"/> 県外			
	その他	<input type="checkbox"/> 時 <input type="checkbox"/> 分 ~ <input type="checkbox"/> 時 <input type="checkbox"/> 分	実働 <input type="checkbox"/> 時間			<input type="checkbox"/> 無就労				

世帯分離・同一敷地内の別棟・隣接地の場合でも入園調整の際は同居とみなします。

磐田市保育園等入園調査書

申込児童名

磐田 春子

保育の実施を必要とする理由

父 親 の 状 況	<input checked="" type="checkbox"/> 就労中	<input checked="" type="radio"/> 正社員	パート	アルバイト	派遣社員	非常勤	契約社員	
		<input type="checkbox"/> 内職	<input type="checkbox"/> 自営	<input type="checkbox"/> 農業	<input type="checkbox"/> 保険外交	<input type="checkbox"/> その他()		
	<input type="checkbox"/> 求職中	<input type="checkbox"/> 勤務先内定		就職活動中				
	<input type="checkbox"/> 疾病・障がい	<input type="checkbox"/> 介護・看護		<input type="checkbox"/> 災害復旧		<input type="checkbox"/> 就学		
<input type="checkbox"/> 不在	<input type="checkbox"/> その他()							
母 親 の 状 況	<input checked="" type="checkbox"/> 就労中	<input checked="" type="radio"/> 正社員	パート	アルバイト	<input checked="" type="radio"/> 派遣社員	非常勤	契約社員	
		<input type="checkbox"/> 内職	<input type="checkbox"/> 自営	<input type="checkbox"/> 農業	<input type="checkbox"/> 保険外交	<input type="checkbox"/> その他()		
	<input type="checkbox"/> 求職中	<input type="checkbox"/> 勤務先内定		就職活動中				
	<input type="checkbox"/> 疾病・障がい	<input type="checkbox"/> 介護・看護		<input type="checkbox"/> 災害復旧		<input type="checkbox"/> 就学	<input type="checkbox"/> 妊娠・出産	
<input type="checkbox"/> 不在	<input type="checkbox"/> その他()							

児童の状況等

保 育 状 況	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅で見ている	<input checked="" type="radio"/> 父	<input checked="" type="radio"/> 母	その他(保育者名:)	児童との続柄: ()	
	<input type="checkbox"/> 自宅外に預けている	<input type="checkbox"/> 公立幼稚園	<input type="checkbox"/> 私立幼稚園	<input type="checkbox"/> 認可外保育施設	<input type="checkbox"/> 親族	<input type="checkbox"/> 知人
		一時預かり(週 日)		その他()		
	保育者又は保育所名				利用開始年月	年 月~
	所在地				TEL	
保育時間 : ~ :				保育料(月額)	円	
<input type="checkbox"/> 職場で保育している	<input type="checkbox"/> 店舗内	<input type="checkbox"/> 休憩室	<input type="checkbox"/> 自宅(職場と同じ場所)	その他()		
発育発達状況	<input checked="" type="checkbox"/> 傾調	<input type="checkbox"/> その他()				
健診の受診	<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	(<input checked="" type="radio"/> 4か月健診 <input checked="" type="radio"/> 0か月健診 <input checked="" type="radio"/> 1歳6か月健診 <input checked="" type="radio"/> 3歳児健診)			
相談・治療している医療機関等	<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	医療機関名: ○○病院			
手帳の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	(<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳)			

入園にあたり配慮が必要なこと:

卵アレルギー。卵そのものは食べられませんが、ケーキなどの加工品は食べられます。アレルギーの症状は湿疹です。

発達の遅れがみられ、質問に答えられないことがあります。

家庭の状況等

送迎予定者	<input type="checkbox"/> 父 <input checked="" type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> その他	送迎手段	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 徒步	
保護者不在時の連絡先 (父母以外)	氏名	鈴木 智恵子	続柄	祖母
	住所	磐田市国府台57番地7	連絡先	○○-○○○○

(裏面あり)

入園希望月に入園できなかった場合の予定

記入例

- | |
|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 育児休暇延長（令和8年11月まで延長可） |
| <input type="checkbox"/> 保護者が保育する（父・母） <input type="checkbox"/> 保護者以外が保育する（続柄：） |
| <input type="checkbox"/> 認可外保育施設 <input type="checkbox"/> 一時預かり <input type="checkbox"/> 企業内託児所 <input type="checkbox"/> 幼稚園 |
| <input type="checkbox"/> その他（
保護者登録をした方からみて） |

連帯保証人 ※ 連帯保証人は、原則として①配偶者②祖父母③親族のいずれかでお願いします。

今回入園申請する児童の保育園利用料等について、保護者が完納することを保証します。

万一滞納した場合は、私が責任をもって納入いたします。

令和〇年〇〇月〇〇日

連帯保証人 氏名 磐田 愛子 印 妻
保護者との続柄 _____
住所 磐田市国府台57番地 7 電話番号 090-1114-****

※ 以下は、該当する方のみ御記入ください。

【育児休業から復帰予定で申請する場合】上のお子様が保育園等(※1)に在園している場合は選択不要です。該当するものを1つ選択しチェック団してください。

- 直ちに復帰を希望している、又は、保育施設等に入所が決まれば復帰したい。

希望する保育園等に入園できない場合は、育児休業の延長も許容できる。(※2)

(※1)「保育園等」とは、認可保育園、認定こども園(保育園枠)、地域型保育をいいます。

(※2)利用調整に当たり減点(-20点)となります。

【きょうだいで申請する場合】

希望するものを1つ選択しチェック☑してください。

- A 同時期・同施設の入園ができなければ入園を希望しない。
 - B 別施設での入園でも良いが、同時期でなければ入園を希望しない。
 - C 別時期の入園でも良いが、同施設でなければ入園を希望しない。
 - D 別施設・別時期の入園でも、入園を希望する。

C・Dを選択した場合のみ、希望するものを1つ選択しチェック印してください。

- 1 本児が内定しなければ利用は希望しない。

2 本児以外【児童名： 磐田 亮佑】が内定しなければ利用は希望しない。

3 どちらの子が先でも良い。

※ 2・3を選択した方は、申請児童が入園できるまでの保育の予定を記載してください。

認可外保育施設（○○園）を利用する

【土曜保育を希望する場合】

利用頻度等について、希望するものを1つ選択しチェック☑してください。

- 毎週 隔週 その他 シフトによる
保育希望時間 8:00 ~ 17:00

園に空きがあるが、利用者多数等のやむを得ない理由により土曜保育に限って利用できない場合について、下記のうち希望する方を1つ選択しチェックしてください。

- A 土曜保育が利用できる園を待つ。

B 土曜保育が利用できなくても、園に空きがあれば入園を希望する。

※土曜保育が利用できない期間の保育の予定を記載してください。
祖母に預ける

※ 園によって土曜保育の実施状況が異なりますので、希望する園の状況を確認のうえ御記入ください。

令和8年度

申込児童名

磐田 春子

記入例

お申込み確認シート

内容を確認していただいた項目にチェック印してください。

内容を確認し、チェック(✓)を記入してください。

チェック欄

確認事項

入園申込みについて	1	申込み前に、「磐田市保育園等入園案内」を必ずお読みください。
	2	申請内容が事実と異なる場合や入園時の状況と異なる場合は、支給認定及び内定を取消される場合があります。
	3	幼児教育保育課の入退園、保育料賦課徴収等の事務に必要な場合、次の個人情報を確認することに同意します。 ※必要とする情報：住所、世帯構成、世帯の課税状況、児童扶養手当受給、特別児童扶養手当受給、身体障害者手帳、療育手帳、生活保護受給等にかかる情報
	4	保育を必要とすることを証明する書類の内容について、発行元に照会することができます。
	5	申請児童のアレルギーや障がいについては、程度に関わらず必ず申出てください（「保育園等入園調査書」の「児童の状況等」に必ず記載してください。）。
	6	申請児童に重篤なアレルギー、病気や障がいなどがある場合は、必ず事前に利用希望園等を訪問し、受け入れ状況を確認した上で申込みをしてください（訪問園等への優先利用を約束するものではありません。）。
	7	申込み状況に変更があった場合は、必ず幼児教育保育課へ連絡してください。
	8	希望園を変更する方は、変更期間内に申請してください。
	9	育児休業中に入園申込みする場合は、入園月の翌月末日までに就労を開始することが条件となります。職場復帰後「復職証明書」を提出してください。入園後も引き続き育児休業を取得する予定の方は、保育を必要とする事由に該当しないため、入園申込みはできません。
	10	正当な理由なく希望保育施設の入園内定を辞退するなど、公正な選考に支障を来たす様な行為を行った場合は、年度内の調整点数が指標表のとおり、減点になります。なお、内定を辞退された方には「保育園等入園保留通知書」は交付することができません。
	11	入園の意思がなくなった場合は、取下げ手続きをしてください。
	12	今回の入園申込みの有効期間は、年度末までです。翌年度以降も引き続き保育園等に入園を希望される場合は、再度、申請書の提出が必要です。
	13	申請書の写しが必要な方は、事前にコピーをお取りください。提出後は、申請書をお返しすることができません。
入園後について	1	保育を必要とする事由がなくなった場合や市外に転出した場合は、月末で退園となります。
	2	退園する場合には、早急に園又は幼児教育保育課に退園届を提出してください。
	3	保育料の日割り計算はありません。月途中の退園でも、1か月分の保育料がかかります。
	4	保育を必要とする事由については必要に応じ調査し、書類の提出をお願いすることができます。
	5	お子様が保育園等に慣れるまで、ならし保育（保育時間の短縮）を実施させていただきます。
	6	保育を必要とする事由や家庭状況等（住所、同居、別居など）が変更になった場合は、速やかに園又は幼児教育保育課に「児童の家庭状況等変更届」を提出してください。
	7	保育必要量の変更を希望する場合は、期日（毎月20日までの申請が翌月から反映）までに申請してください。
	8	出産休暇・育児休業を取得する場合には、園又は幼児教育保育課へ証明書を提出してください。育児休業取得後、出産前の勤務先に復職できない場合は退園となります。
	9	保育料、給食費は、必ず期限内に納付してください。

上記事項について、全て確認し承諾します。

令和〇年〇月〇日

保護者署名： 磐田 雄二